

巻頭言 ご挨拶

日本 ICID 協会 会長
林田直樹

1. はじめに

昨年平成 26 年 6 月から日本 ICID 協会の会長を務めております。

協会のホームページでは、ご挨拶を掲載させていただいていますが、会員以外の一般の方に ICID 協会の意義をご理解いただくことを意識した内容としましたので、改めて会報の上でも会員の皆様に日頃からの当協会の活動へのご理解とご協力に感謝申し上げたいと思います。

7 月には、農水省が事務局を務めている ICID 日本国内委員会のメンバーに加えて頂き、活動に参加することができるようになりました。

ICID 関係の仕事に初めて直接携わったのは、平成 3 年、当時の事業計画課のかんがい排水審議会担当の班長に着任した時でした。この時には、そもそもこの審議会の設置が我が国の ICID 加盟を根拠としていること、また ICID が敗戦後の我が国が加盟した最初の国際機関であったこと等を知り、大いに元気とやる気を得た覚えがあります。その後平成 10 年、日本農業土木総合研究所に勤務した際は、当協会の事務局として ICID 日本国内委員会の参加活動の支援をさせて頂き、インドネシアのバリ島で開かれた第 49 回国際執行理事会に参加しました。平成 14 年には、事業計画課長として、再び審議会と ICID を担当することとなり、カナダのモントリオールで開かれた第 18 回総会、第 53 回国際執行理事会に当時の奥田補佐と共に日本国内委員会事務局として参加しました。この少し前には中央省庁再編に伴って平成 13 年 3 月に審議会の大きな見直しがあり、農業関係の審議会は食料・農業・農村政策審議会に一本化され、ICID に関することは農村振興分科会の農業農村整備部会で審議されることに変更されていました。総会や執行理事会に日本国内委員会として参加する際の対処方針等について、毎回、国際小委員会で審議いただいた上で農業農村整備部会にご説明いたしました。因みに現在では、農村振興部会も国際小委員会も廃止されましたので、農業農村整備部会が全てを担っています。

そして今回久しぶりに ICID 活動に復帰し、昨年 9 月に韓国光州市で開催された第 22 回総会、第 65 回国際執行理事会に参加し、財務委員会とアジア地域作業部会に所属することとなりました。会議でどのような議論がなされたかについては、会報 31 号に農研機構農村工学研究所の増本氏が詳細に報告されているので、私は、同総会で新たに開始された取組としての、ICID かんがい施設遺産登録制度について簡単にご紹介したいと思います。

2. かんがい施設遺産について

かんがい施設遺産登録制度は、2012 年の第 63 回国際執行理事会でガオ会長(当時)の提案によって始まったもので新しい取り組みです。その趣旨は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、多くの人々の理解を醸成することによってかんがい施設の適切な保全に資するというものです。登録するための要件はそれほど厳しいものではなく、建設から 100 年以上経過し、現在も利用されている施設で、かんがい農業の発展に貢献したもの、卓越した技術によって建設されたもの等、歴史的、技術的、社会的価値のある物であれば良いとされています。

登録申請は各国の国内委員会が主体となって国内で応募のあった施設を一括して ICID 本部

に行い、申請後は本部に設置されている審査会で審査され登録の可否が決定されることになっています。初年度となった2014年は8か国から29施設が応募し審査の結果、表に示した5か国の17施設が遺産登録第一号となりました。

2014年のスタートでは、半分以上が日本の施設となるということで、発表のあった国際執行理事会の場では、少しだけですが他の国のメンバーの視線が気になるような思いがしました。とは言いましても、日本には、長い歴史を持ち高度な技術に支えられた施設が地域の関係者の努力で現在も立派に維持されているという事実がある以上、今後とも多くの施設が申請に基づいて登録されていくものと確信しています。

会議中、歴史作業部会をオブザーブしていましたが、ドイツの委員からは、100年の歴史などという条件を満たすようなかんがい施設は国内に存在しないのでどうしようもない、西アジアのある委員からは、歴史だけであれば3000年でも4000年でも前のかんがい施設が残っているが、現在使われているものという条件には該当しないので難しい、従って現在の要件は改正すべきであるといった意見が示されていたのが印象に残りました。

日本では農業にはかんがいが不可欠と考えていますが、ヨーロッパのような地域では、農業の盛んな国であってもかんがいの歴史は、大変に浅いということを改めて認識しましたし、1951年、第2回執行理事会に初めて参加した農水省の代表者の報告書の中に、執行理事会の場で、各国の年会費について一律600ドルは適当ではなく、かんがいへの関心の度合いや国の大きさによって差をつけるべきであるとの主張をスイスが行ったというエピソードが紹介されていたことを想起した次第です。

表 2014年かんがい施設遺産登録施設

中国(4施設)	木蘭陂(堰)
	通済堰
	東風堰
	紫鵲界棚田
日本(9施設)	稲生川(いなおいがわ)(青森県十和田市他)
	雄川堰(おがわせぎ)(群馬県甘楽町)
	深良用水(ふからようすい)(静岡県裾野市他)
	七ヶ用水(しちかようすい)(石川県白山市他)
	立梅用水(たちばいようすい)(三重県多気町他)
	狭山池(さやまいけ)(大阪府大阪狭山市)
	淡山疏水(たんざんそすい)(兵庫県神戸市他)
	山田堰、堀川用水、水車群(やまだぜき、ほりかわようすい、すいしゃぐん)(福岡県朝倉市)
	通潤用水(つうじゅんようすい)(熊本県山都町)
パキスタン(1施設)	バロキ堰
スリランカ(2施設)	アバヤ・ヴェワ貯水池
	ナッチャドゥワ・ヴェワ貯水池
タイ(1施設)	サンリッポンダム